31	(1)　新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢490　(907.00) (2)　新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬3－167の内　(772.00)	北緯36度56分16秒東経138度47分23秒の地点と北緯37度04分38秒東経138度49分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1)　徳島県徳島市万代町1－1　(56.60) (2)　徳島県徳島市上吉野町3－35　(55.00)	北緯34度03分57秒東経134度33分32秒の地点と北緯34度05分21秒東経134度33分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	(1)　沖縄県那覇市首里石嶺町2－250－2　(173.00) (2)　沖縄県名護市字勝山我謝姑古山1393　(441.00)	北緯26度13分08秒東経127度44分09秒の地点と北緯26度38分01秒東経127度55分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
34	(1)　沖縄県名護市字勝山我謝姑古山1393　(441.00) (2)　沖縄県浦添市字仲間後原600　(138.00)	北緯26度38分01秒東経127度55分37秒の地点と北緯26度15分01秒東経127度43分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	(1)　沖縄県那覇市泉崎1－2－2　(80.00) (2)　沖縄県那覇市首里石嶺町2－250－2　(187.00)	北緯26度12分42秒東経127度40分51秒の地点と北緯26度12分58秒東経127度43分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度13分00秒東経127度43分21秒の地点と北緯26度13分02秒東経127度43分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
36	(1)　沖縄県那覇市泉崎1－2－2　(80.00) (2)　沖縄県国頭郡金武町大字屋嘉仙山2018　(217.00)	北緯26度12分42秒東経127度40分51秒の地点と北緯26度26分57秒東経127度50分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域	
1	(1)　東京都日野市百草460　(115.38) (2)　東京都小平市栄町1－10－1　(159.80)	北緯35度39分20秒東経139度25分57秒の地点と北緯35度44分04秒東経139度26分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）

○総務省告示第三百八十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十六年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月十三日

総務大臣　野田　聖子

一　昭和四十六年郵政省告示第九百七十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を削る。

二　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三七の項を次のように改める。

三七	削除

三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

四　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

五　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一九の項から一一一の項までを次のように改める。

一九	削除
一一〇	削除
一一一	削除

第二項の表一一一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

六　平成十四年総務省告示第百四十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表三の項及び四の項を次のように改める。

三	削除
四	削除

第一項の表六の項及び七の項を次のように改める。

六	削除
七	削除